

第29回人間らしく働くための九州セミナー in 福岡のご案内

2018年 11月10日（土）

【全体会】 13：00～ 会場：ももちパレス大ホール

【交流会】 19：00～ 会場：ハイアットリージェンシー

11月11日（日）

【分科会】 9：00～13：00 会場：ももちパレス

西南学院大学

基本コンセプト

アベ「働き方改革」を打ち破り、健康を創る働き方をめざそう
「働く人びとの健康を決定する社会的要因と対策」



写真提供：福岡市

人間らしく働くための九州セミナー in 福岡現地実行委員会

事務局 〒 812-8633 福岡市博多区千代 5-18-1 千鳥橋病院気付

TEL：092-651-9882 FAX：092-633-3311

E-mail：fukusemi29@gmail.com URL：http://kyusemi.jp/

《人間らしく働くための九州セミナーとは》

我が国の働く人びとをめぐる情勢はいつそう厳しさを増しており、雇用破壊、健康破壊、貧困が進行し、今日のように深刻な状況をもたらすに至っています。こうした労働環境が悪化する中で、働く人びとの命と健康を守るための学習・交流の場として、1990年に「労災職業病九州セミナー～人間らしく働くために～」を開催し、今年で29年の歴史を重ねてきました。2010年からは、新たな発展をめざして「人間らしく働くための九州セミナー」に改称し、九州各地の組織や労働組合などの団体、専門家と連携し、「人間らしく働くための」運動を育んできました。

《 今回の基本コンセプト 》

今回の基本コンセプトは、アベ「働き方改革」を打ち破り、健康を創る働き方をめざそう「働く人びとの健康を決定する社会的要因と対策」です。「世界一企業が活動しやすい国」をめざした、安倍政権は「アベノミクス」と自称する雇用破壊、生活破壊、社会保障制度改悪を多くの国民の反対を押し切って強固に推し進めています。結果、貧困と社会的孤立が拡大し深刻な生活困難を抱える人びとが増えています。貧富の差が拡大し「経済格差」が「健康格差」を作り出すとする「健康の不平等・差別」化も進行しています。

働く人びとの健康はどのような社会的要因に基づいて作られているのかを明らかにし、その処方を考える中で健康を作り上げる、取り戻す運動の契機としたいと思います。

《 企画のご案内 》

＜1日目＞ 全体会会場：福岡県立ももちパレス 大ホール

福岡市早良区百道 2-3-15 TEL092-851-4511（代表）

12：00 受付

13：00 開会 現地実行委員会あいさつ
九州セミナー代表世話人会あいさつ

13：30 開講講演「健康の社会的決定要因」
講師 石竹 達也氏（久留米大学医学部 環境医学講座 教授）

14：00 記念講演
働き方改革のオモテと裏～「安倍一強」の落とし穴（仮）
講師 風間 直樹氏（ジャーナリスト・週刊東洋経済）

15：00 休憩

15：15 パネルディスカッション
「働く人びとの健康を決定する社会的要因と対策」

17：55 次回30回記念大会開催地あいさつ

18：00 終了 交流会会場へ移動

19：00 夕食交流会 会場：ハイアットリージェンシー 博多区博多駅東 2-14-1

21：00 終了

<2日目>

9:00 現地企画

- ①被災者（過労死・アスベスト）を守る運動の飛躍を目指して
- ②医療現場で健康の社会的決定要因（SDH）を捉え、対策を考える
- ③外国人労働者（実習生）の働き方と健康

9:00 分科会 ※テーマと会場は、当日配布します報告集でご確認ください。

会場：ももちパレス、西南学院大学

13:00 終了

※ 分科会では多くの方からの発言を確保するため、報告は7分以内でお願いします。

※ 上記以外の学習会が決まりましたら現地実行委員会ニュースでお知らせします。

《 報告の募集と分科会のご案内 》

以下のテーマに沿った報告を募集します。いただいた報告は冊子にまとめ、九州セミナーで配布します。労働実態や日ごりの取組みなどを紹介できる機会ですので、奮ってご応募下さい。応募方法は、8頁をご覧ください。

分科会は、みなさまから寄せられた報告を編成、分類し、開催します。分科会のテーマ、会場は、九州セミナーの冊子でご案内します。

◆ 災害被災地の中で働く人びとの健康権

2016年4月14日、16日に熊本・大分で発生した大地震から2年7ヶ月、今なお3万8千人の被災者が家屋等の再建の目途もたたず、仮設団地などで避難生活を余儀なくされています。建築物の解体やがれきの処理は概ね終わりましたが、住宅再建など復興作業は今から本格的になってきます。2017年7月発生した九州北部豪雨など、発災直後から救援活動にあたった医療従事者や公務員をはじめ、解体現場の労働者など、大災害時の働く人びとの健康について議論しましょう。

◆ ひとり親世帯の働く環境について

母子世帯の母親の就労は、無職か非正規の場合が圧倒的に多い状況にあります。母親の8割以上が就労していますが、平均年収は200万円以下で、その理由は、最低賃金が低いことが挙げられます。2018年7月現在、最低賃金の全国平均は848円です。福岡県では789円ですから1日7時間、1ヶ月25日働いても月収138,075円、年収165万円程度です。ダブルワーク、トリプルワークで働く人も少なくありません。父子世帯で子育てをしている場合では、正職の道を断たれ、非正規とならざる得なく「子育ては母親がすべきものというジェンダー規範の根強さ」が、父親の仕事と生活の調和を阻害しています。ひとり親で働く人びとの子育てや労働の実態、健康問題などの報告をお待ちしています。

◆ 働く女性の健康

1975年に男女雇用機会均等法が施行されその後、育児休業法・パートタイム労働法・次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法が成立し女性の就労環境を改善する法律が整備されました。しかし、その環境は本当に良くなってきたのでしょうか。労働の非正規化、多様化する中で女性の働き方は働く人全てに関わる問題なのかも知れません。真の男女共同参画社会を実現するためには、家庭や職場で何を指すべきなのか、女性に視点を置いた報告をお願いします。

◆ 親の働き方と子どもの貧困

親の貧困がこれからの社会を担う子どもに大きな影響を及ぼしています。経済的理由で修学旅行に行けない、授業に必要なものさえ買えない、給食が唯一まともな食事といった家庭が増え、子どもの虐待の陰には貧困が隠れています。親の働き方・働かされ方が、子どもの貧困に繋がり子どもからさまざまなモノを奪っています。どのような影響を与えているのかご報告ください。

◆ 格差社会がもたらす貧困と健康

これまで九州セミナーでは、規制緩和がもたらす格差と貧困の影響が、働くものの健康を脅かしている現況が報告されてきました。一方で最低賃金法の問題と非正規労働者の労働実態、母子家庭や父子家庭での制度保障の現状、男女間の賃金格差問題等々によって健康に働き生活することが脅かされている実態があります。これらの諸問題を置き去りにしたまま「働き方改革関連法」は経済界やその意を受けた政治家によって成立しました。今回もそれぞれの参加者の立場で解決の道を考え合いましょう。

◆ 働きながら介護を行っている人びとの健康権

介護離職とは、身近な方の介護を行うために、現在行っているお仕事を退職してしまうことです。日本での介護離職者は、年間約10万人といわれています。介護離職を行ってしまうと、収入が減り、社会との繋がりが途切れ、孤立する可能性が高まると言われています。介護を行いながら仕事を行っている人口は、平成29年総務省が発表した平成29年就業構造基本調査によると346万3千人といわれています。働きながら介護を行っている方々の実態と健康問題の報告をお寄せください。

◆ ブラックバイトの問題

高校生や大学生のアルバイトは、親世代の労働環境の悪化とともに増えています。しかし、厚労省が出している「高校生等を採用した場合に注意すべき労務管理上のポイントを解説したリーフレット」には年少者にも労働基準法が適用されることや、労働条件通知書（雇用契約書）の発行も促してはいますが、実際の労働現場では活用されているとは言えない状況です。使用者から売り上げの補填をせまられたり、時間外労働をさせられたりなどです。ひどい場合は一定期間働いた後に罰金と称して逆にお金を払わせられた例もあります。バイト先で遭遇した「これはおかしいぞ、という経験の報告をお待ちしています。高校生や大学生、学校の先生、保護者のみなさま、報告をお待ちしています！

◆ 学校、職場、地域で働くルールを学ぶ

「当社は労働基準法を適用していません」とか「パートには有給休暇はありません」。みなさんのまわりにそんな間違っただ法の認識で働かされている職場はありませんか。働く者の権利や法律を知らない・教えられていない労働者が、職場での不当な扱いを受けています。人間らしい働き方をするために労働法は欠かせない知識です。学校、職場、地域で、働くルール、学ぶことの重要性、学習に取り組んだ経験などをご報告ください。

◆ 非正規雇用と健康

有期契約、派遣、パート、アルバイトなどさまざまな非正規雇用の実態は、労働者に長時間労働や不規則な労働を強い、低賃金で不安定な生活を余儀なくさせる、労働者の使い捨てです。非正規労働者は自らの健康を考える余裕は無く、その結果、長時間労働や不規則な労働環境など、過労を契機にうつ病などのメンタルヘルス不全に陥るといった深刻な健康破壊を生み出します。同時に、失業によって治療継続が困難になる恐れがあるなど、憲法で保障された健康で文化的な生活にはほど遠い実態があります。非正規雇用と健康についてご報告ください。

◆ 過労死問題と働き方改革からの課題

電通事件をはじめとする多くの報道により「過労死」への社会的関心が高まっています。国は過労死等防止対策推進法を活かすため長時間労働の規制を行おうとしていますが、残業時間の上限を過労死基準と同じ80時間とするなど、規制は実効的ではありません。さらに、安倍政権は、国民の多様な働き方を標榜し、「高度プロフェッショナル制度」を成立させました、その内実は、「残業代なし、働かせ放題」です。この制度は、5業種、年収約1000万円以上の労働者に限定して始まりましたが、今後、対象職種の拡大、収入要件の引き下げが行われることは確実です。このような法律では過労死をなくすことはできません。仕事で命を奪われてしまう過労死の実態、家族の思いについて、理解を深められるご報告をお願いいたします。

◆ 職場でのいじめとハラスメント

2017年度の厚生労働省の統計によると、職場においてパワーハラスメントを受けた労働者は、32.5%に上り、企業としても見過ごせない労働問題となっています。職場におけるいじめやハラスメントは、業務指導の一環という傘を被り、真の実態が明らかになることは稀です。しかし、パワハラは継続的、陰湿的に行われ、確実に労働者の人格を傷つけ、精神疾患を発症させるだけでなく、会社を辞めなければならない事態に追い込まれてしまいます。多くの労働者の悩みである職場におけるいじめ、ハラスメントの実態を理解し、ハラスメントのない職場をどうすれば作ることができるか、また、ハラスメントが起きた場合の対策、防御策はどうすればよいか等、皆様のご報告をお願いいたします。

◆ 病気になった労働者の休む権利・職場に復帰し働く権利

病気になった労働者は職場でどのような扱いを受けているのでしょうか。休む権利や職場復帰はどのように保障されているのでしょうか。病気になった労働者の実態や復帰のための取り組みについてご報告ください。

◆ 自営業・中小零細業者の健康

自営業や中小零細業者の中には、経営のため過重な労働を負い、また、経済的に余裕がなく病院に行けないといった事情から、健康被害を引き起こしたり、深刻化させるケースがあります。自営業や中小零細業者は労働法の保護もなく、社会保障制度のセーフティーネットもきわめて脆弱です。消費税の引き上げにより、経営の苦しさは増しており、健康被害も深刻化しています。自営業や中小零細業者の実態や取り組みについて報告をお願いします。

◆ 公務労働者の労働実態と健康

国・自治体の職場では公務員の大幅な削減が進む一方で、非正規雇用が拡大しています。公共サービスを支えるために過重労働を強いられている公務の職場で、労働者は健康で働いているのでしょうか。公務で働く労働者の実態や必要な取り組みなどの報告をお願いします。

◆ 職場での労働安全衛生活動

安心して働ける職場環境づくりに労働安全衛生活動は重要です。建設、製造、生協、教育、医療（大学・公立・民間病院）、介護、自治体、印刷、流通、農協・漁協、食品加工など、さまざまな職場で取り組まれている職場環境作りと労働安全衛生活動をご紹介ください。

◆ 労働者のメンタルヘルスについて

長時間労働、不安定雇用、人間関係、仕事上から生じるさまざまなストレスがメンタルヘルス不調を引き起こしています。メンタルヘルス不調の実態や対策、支援のあり方などをご報告ください。

◆ 24時間社会・深夜労働と健康

医療、介護、コンビニ、流通、通信など夜間・深夜労働に従事する労働者によって、私たちの社会は成り立っています。しかし、そのような労働者の健康はどうなっているのでしょうか。その労働者の健康をどのように支えていくべきでしょうか。24時間社会と健康を考える報告をお待ちしています。

◆ ヒューマンサービス労働者の健康

慢性的な人員不足が続く医療・介護・福祉、合理化や規制緩和が進む保育、管理統制や評価システムの導入が進む教育など、労働の対象が“人”となるさまざまな職場で、過労、メンタル不調などの健康被害が広がっています。ヒューマンサービス労働の実態や職場の改善に向けた取り組みなどの報告をお願いします。

◆ 医療・介護・福祉の現場から見た労働者の健康

増大するワーキングプアは、必要な医療からしめ出され、健康被害の重篤化を招いています。また、経済的事由による手遅れ死亡事例も発生しています。医療・介護・福祉の現場から、労働者の生活環境、労働環境を捉え、医療・介護・福祉を提供する側としての取り組みや支援についてご報告ください。

◆ アスベスト問題

2005年のクボタショックでアスベスト被害に注目が集まり、以後、アスベスト疾病の労災等認定患者だけでも毎年千人を超え、中皮腫の年間死亡者は2015年に1,500人を超えました。被害の広がりに対し国の救済策は旧態依然、解体現場での粉じんばく露防止対策も非科学的で不十分です。粉じん発生現場の実態やその対策、疾病の治療にあたる医療機関の取り組み、国や企業にたいする訴訟の現状や展望などの報告をお願いします。

◆ じん肺・振動病など

最古の職業病といわれるじん肺は、現在も新たな患者を発生させています。造船、鉱業、トンネル工事従事者などのじん肺患者掘り起こし活動、各種の訴訟の現状と展望、じん肺根絶を求める様々な活動の他、振動病の現状や取り組みなどの報告をお待ちしています。

◆ 外国人労働者の労働環境と健康

政府は成長戦略の一環として「外国人労働者の活用」を掲げ、外国人就労を拡大しようとしていますが、外国人労働者の人権への配慮は不十分です。留学生や技能実習生と言った外国人労働者は、安価な労働力として利用され、健康被害、過労死、自殺といった深刻な実態をもたらしています。外国人労働者の労働条件や健康問題を考えましょう。外国人労働者の労働実態や必要な取り組みをご報告ください。

◆ 原発労働者の健康

東電福島第一原発事故から7年が経過しましたが、すでに白血病や甲状腺がんなどで労災認定される事例が出ています。原発事故作業には全国から労働者が駆けつけ過酷な労働環境のもと収束作業に当たりました。2011年12月までの緊急作業に従事した労働者は九州沖縄で655人に上るとされています。生涯にわたる健康管理を国・東電の責任で実施と、被災者の完全救済をさせることが重要です。今後、全国の原発の廃炉作業は続きます。高レベル放射能廃棄物の処理問題も含め、特別な対策を必要とする労働の分野です。原発労働者の健康問題についての報告をお願いします。

◆ 雇用関係によらない働き方

「雇用関係によらない働き方」とは、労働法制の適用を受けない働き方です。残業代もなければ、労災の適用もありません。「雇用関係によらない働き方」の例としては建設業における、いわゆる「一人親方」がありますが、最近では、Uber（旅客自動車運送業）、飲食店のバイク宅配運転手、マッサージ施術者等、ジワジワと様々な職種に広がっています。「雇用関係によらない働き方」は使用者が人を使い、利益を受けながらも、使用者として負うべき責任を免れ、働く者に責任や危険を転嫁させる制度にほかなりません。政府や経営側は「雇用関係によらない働き方」を多くの業種、職種に広げようとしていますが、私たちは、その過酷な実態を理解し、歯止めをかけなければなりません。「雇用関係によらない働き方」について、どのような職種に広がっているか、そこで起きる問題点等のご報告をお願いいたします。

《 報告の応募方法について 》

1. 報告原稿の内容と送付方法

- ① 本案内3～7頁記載のテーマに沿った報告をお寄せ下さい。
- ② 報告は、セミナー当日に配布する冊子に掲載します。また、セミナー2日目の分科会で報告していただきます。
- ③ 報告のエントリーは「FAX申込書①」で **9月24日(月)** までにお送りください。
- ④ 報告はそのまま印刷の版下として使用しますので、原稿データをEメールで下記のアドレスまで送付してください。その際、ファイル名に必ずタイトル・所属・氏名を明記してください。パソコンのメール環境のない方はご相談ください。
- ⑤ 資料を付けられる場合は、PDFファイルで原稿と一緒にお願いします。原稿データのめ切は **10月8日(月)** です。
2MBを超える容量のデータを送られる場合は、宅ふぁいる便 (<http://www.filesend.to/>) などを利用してお願いします。 E-mail : fukusemi29@gmail.com

2. 報告原稿の形式

報告原稿は、下記の形式で作成してください。

- A4サイズの縦用紙で2頁以内。上下左右の余白は25mm。
- 文字の大きさの目安は、タイトルは12ポイント、本文は10.5ポイントの明朝体。
- 横書きで、1行の文字数は38、行数40を目安に。
- 表題、所属団体、氏名を最初の5行までに記載。

(注) 資料を添付された場合、編集の都合上、全ての資料を掲載できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。応募原稿、資料は返却いたしません。

3. パワーポイントについて

- ① パワーポイント等のデータは、ウイルスチェックを行った後、原則メール(宅ふぁいる便)で現地実行委員会に **10月29日(月) 必着** でお送りください。
- ② データのフォーマットは、Windows「PowerPoint97-2004(.ppt)」形式とします。それ以外の動作保障は出来かねますのでご了承ください。

4. セミナー当日の報告の注意

- ① 報告時間は、多くの方の報告・発言を確保するため **7分以内** を厳守してください。
- ② **セミナー当日のデータ持ち込みは、ウイルスチェック上お断りします。**

《 広告募金の応募について 》

1. 広告募金の目的と使途、**〆切**

広告募金は、九州セミナー in ふくおかの成功を支える基盤のひとつです。ご協力をよろしく申し上げます。サイズは見本を参考にしてください。

①お申込みの締め切りは **10月8日(月)** です。「FAX申込書②」でお申込みください。

②お支払い期限は **10月29日(月)** です。下記口座までお振り込みください。

恐れ入りますが、振込手数料は振込人にてご負担くださるようお願い申し上げます。

2. 広告サイズと募金額（見本を参照のこと）

サイズ	大きさの目安	申込番号	広告募金額
1P	A4の全面	A	80,000円
1/2P	A4の半面	B	40,000円
3/8P	A4の3/8	C	30,000円
2/8P	A4の1/4	D	20,000円
1/8P	A4の1/8	E	10,000円
1/16P	A4の1/16	F	5,000円

《セミナー参加の申込みと参加費・支払方法について》

【参加の申込み】

「FAX申込書③」に記載し、現地実行委員会事務局にFAXにてお申込みください。お支払金額の確認、照合のため、参加者名・参加内容・金額等の詳細を必ずご記入ください。

■第1次申し込み期限 **10月15日(月)**

■第2次申し込み期限 **10月22日(月)**

■追加申し込み期限 **10月29日(月)**

【参加費】

① 2日間参加 3,500円 ④ 交流会費 5,000円

② 1日参加 2,000円

③ 学生（学生証提示） 1,000円

【お支払方法】

参加費・交流会費は、**10月29日(月)** までに下記口座までお振り込みください。

恐れ入りますが、振込手数料は振込人にてご負担くださるようお願い申し上げます。

広告募金・参加費・交流会費のお振込先

福岡中央銀行 馬出(マダツ)支店（普通） 口座番号 1122328
口座名義：九州セミナー実行委員会
会計 水取実千代(ミヅトリ・ミチ)

広告サイズ見本

A4全面は8万円です

〇〇生活協同組合

〒 〇〇市.....

F 広告金額5千円

E 広告金額1万

〇〇地区協議会

〒 〇〇市.....

TEL

FAX

〇〇労働

D 広告金額2万円

〒
TEL

〇〇市

FAX

人間らしく生き
みんなで力をあわせ

B 広告金額4万円

「方死」なくして
明るい職場を！

〇〇労働組合

〒 〇〇市

TEL

FAX

【宿泊について】

福岡現地実行委員会では、宿泊の申し込みはお取り扱いいたしません。参加者でお取りいただくか下記の旅行会社にお申込みください。

- ①旅行会社への申し込みに関しては、下記（宿泊のご案内）及び（宿泊申込書）をご参照ください。
- ②10名を超えてお申込みされる場合は、申込書をコピーしてご利用ください。

宿泊希望ホテル等に関する調整は直接旅行会社と行ってください。

第29回人間らしく働くための九州セミナー in ふくおか 宿泊プラン 2日間

拝啓 皆様におかれましては、益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、この度「第29回人間らしく働くための九州セミナー」が福岡市で開催されますことを心よりお慶び申し上げます。
弊社ではご参加する皆様へお得な「宿泊プラン」をご案内させて頂くこととなりました。
下記を参照の上、お申込み賜りますようお願い申し上げます。

敬具

京王観光株式会社 福岡支店

第29回 人間らしく働くための九州セミナー in ふくおか 宿泊プラン 2日間

- 《宿泊設定日》 2018年11月10日（土）～11日（日） 1泊2日
 《受付期間》 2018年8月1日（水）～10月24日（水）
 《最少催行人数》 1名 《添乗員》 添乗員は同行いたしません。
 《条件》 お1人様1泊当たり、税金・サービス料込の旅行代金です。
 部屋数に限りがございますので、ご希望の沿えない場合もございます。
 先着順となりますのでお早めにお申し込みください。
 喫煙/禁煙部屋にも限りがあり、ご希望に添えない場合もございます。

【ホテルリスト 全ホテル 朝食付きプラン おひとり様 税金・サービス料・込】

最寄駅	ホテル名	申込記号	お部屋タイプ	旅行代金（税込）
地下鉄空港線 祇園駅	ダイワロイネットホテル博多祇園	A	セミダブル	14,800
	徒歩 1分 福岡市博多区祇園町1-24			
地下鉄七隈線 薬院大通り駅	KKRホテル博多	B	シングル	13,100
	徒歩 5分 福岡市中央区薬院4丁目21-1			
JR博多駅	サンラインホテル福岡博多駅前	C	シングル	13,000
	博多口 徒歩 5分 福岡市博多区博多駅前4-11-18			
JR博多駅	西鉄ホテルクルーム博多	D	シングル	12,800
	博多口 徒歩 5分 福岡市博多区博多駅前1-17-6			
JR博多駅	ホテル法華クラブ福岡	E	シングル	12,700
	博多口 徒歩 10分 福岡市博多区住吉3丁目1-90			
地下鉄空港線 西新駅	シーサイドホテルツインズももち	F-1	シングル	10,800
		F-2	ダブル	12,000
		F-3	ツイン/シングルユース	14,000
		F-4	ツイン	8,000
	徒歩 15分 福岡市早良区百道浜1-7-4			

最寄駅	ホテル名	記号	お部屋タイプ	旅行代金 (税込)
JR博多駅	ホテルセンチュリーアート	G	シングル	10,800
	筑紫口 徒歩 2分 福岡市博多区博多駅中央街5-15			
地下鉄空港線 中洲川端駅	ホテルエクレール博多	H	シングル	10,500
	徒歩 2分 福岡市博多区須崎町1-1			
地下鉄空港線 大濠公園駅	ホテルサンライン福岡大濠	I	ツイン/シングルユース	10,500
	徒歩 1分 福岡市中央区大手門3-3-14			
JR博多駅	博多グリーンホテル1号館	J	シングル	10,500
	筑紫口 徒歩 3分 福岡市博多区博多駅中央街4-4			
JR博多駅	八百治博多ホテル	K	シングル	10,000
	博多口 徒歩 5分 福岡市博多区博多駅前4-9-2			
地下鉄空港線 天神駅	プラザホテルプルミエ	L	シングル	9,500
	徒歩 7分 福岡市中央区大名1-14-13			
JR博多駅	博多グリーンホテル2号館	M-1	シングル	9,500
		M-2	セミダブル	11,800
		M-3	ダブル	12,800
	筑紫口 徒歩 3分 福岡市博多区博多駅中央街3-11			
地下鉄空港線 天神駅	プラザホテル天神	N	シングル	9,000
	徒歩 8分 福岡市中央区大名1-9-63			
地下鉄七隈線 渡辺通駅	福岡東映ホテル	O	シングル	9,000
	徒歩 3分 福岡市中央区高砂1丁目1-23			
JR博多駅	東洋ホテル	P-1	シングル	9,000
		P-2	ダブル	10,000
	筑紫口 徒歩 5分 福岡市博多区博多駅東1-9-36			
JR博多駅	サンライフホテル2・3号館	Q	シングル	8,800
	筑紫口 徒歩 3分 福岡市博多区博多駅東1-12-3			
地下鉄空港線 中洲川端駅	冷泉閣ホテル川端店	R	シングル	8,800
	徒歩 3分 福岡市博多区上川端8-21			
JR博多駅	冷泉閣ホテル駅前店	S	シングル	8,500
	博多口 徒歩 5分 福岡市博多区博多駅前1-28-3			
JR博多駅	ホテルルートイン博多駅南	T	シングル	6,500
	筑紫口 徒歩 13分 送迎あり 福岡市博多区博多区博多駅南2-8-19			

②旅行日程表

日次	宿泊プラン行程表	食事条件		
		朝	昼	夜
1	ご自宅または前泊地→お客様負担→各宿泊施設	×	×	×
2	各宿泊施設→お客様負担→ご自宅または後泊地	○	×	×

③お申し込み・変更方法

別紙申込書に必要事項をご記入の上 京王観光（株）福岡支店へメールまたはFAXにてお申込み下さい。（申込書は控えとして保存下さい）

変更につきましてはお申込みいただきました申込書に変更部分を訂正の上再度送信をお願いします。電話でのお申込み、変更は承っておりませんので、必ずFAXまたはメールにてお願いします。

旅行契約は当社が契約を承諾し、申込金(又は旅行代金全額)を受領した時に成立したものとします。

③ 申込金・旅行代金の支払い・領収証について

お申し込み後、お申込金としておひとり様6,000円のご請求書、宿泊ホテルが記載された日程表(確認書面)をお送り致します。10月30日までにお申込金のお支払いをお願いします。旅行代金についてはご旅行出発までに全額お支払いください。

(尚、お申込金と合わせて旅行代金の全額をお振込み頂くことも可能です)

領収証につきましては基本的にお振込の控えをもって代えさせていただきます。

別途領収証をご希望される方は、お振込み完了後弊社までご連絡をお願いします。

⑤ 取消料について

お客様の都合で取消される場合は旅行代金に対してお一人様につき下記料率の取消料を頂きます。

旅行契約の解除日		取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	6日目に当たる日以前の場合	無料
	5日目に当たる日以降	14名以下 無料
	4日目までの場合	15名以上 20%
	3日目に当たる日以降前日までの場合	20%
旅行開始日当日の場合 (15:00以降は旅行開始後となります)		50%
旅行開始後の取消、無連絡不参加		100%

お申し込みの際には、下記に記載されています募集型企画旅行条件書を必ずお読みください。

この旅行条件書は2018年7月31日を基準としております。また、旅行代金は2018年7月31日

現在有効な運賃、運用規定を基準として算出しております。

ご旅行条件(要旨) 詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込みください。
この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は同法12条の5に定める契約書面の一部になります。

- 募集型企画旅行契約 この旅行は、京王観光株式会社(以下、「当社」といいます)が、企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- お申込み 所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お1人様 旅行代金 3万円未満 6万円未満 10万円未満につき右記の申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金 6,000円 12,000円 20,000円 申込金は旅行代金、取消料の一部または全部として取扱います。(お1人様旅行代金6,000円未満の場合は全額となります)
- 旅行契約成立の時期 お客様との旅行契約については、当社が旅行契約の締結を承諾し、所定の申込金を受理した時に成立するものとします。
- お客様による旅行契約の解除 お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
- 特別な配慮を必要とする方 お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮・措置が必要となる可能性があります。詳細は「ご旅行条件書」の3 お申し込み条件を確認のうえ、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

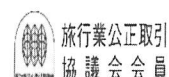
・募集型企画旅行契約(宿泊プラン)

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって				旅行開始日	旅行開始後または無連絡不参加
	6日前まで	5日前~4日前	3日前~前日	当日		
取消料	無料	人員14名以下 無料、15名以上20%	20%	50%	100%	

※旅行開始日は、当日の午前0時になります。
6 最少催行人員 当パンフレットは説明書記載の通り。
7 添乗員 当パンフレットは説明書記載の通り。
8 旅行条件・旅行代金の基準日 当パンフレットは説明書記載の通り。

個人情報取り扱いについて
個人情報について、お客様との連絡のための利用のほか、旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、当社の商品やサービスのご案内のために利用させていただくことがあります。

旅行企画・実施 京王観光株式会社 福岡支店
福岡市博多区博多駅前1-1-1 博多新三井ビル4階
観光庁長官登録旅行業第10号
一般社団法人 日本旅行業協会正会員



※募集型企画旅行の詳しい旅行条件は、当社ホームページよりご覧いただけます。

http://www.kingtour.com/rule/stipulation_syusai.html

○申し込み先・問い合わせ先○

京王観光(株)福岡支店(観光庁長官登録旅行業第10号)

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-1-1 博多新三井ビル4階

TEL 092-415-1514

FAX 092-415-1539

E-mail: k.miyazato@keio-kanko.co.jp

営業時間 09:00~18:00 月曜日~金曜日(定休日 土、日祝日)

総合旅行業務取扱管理者: 山口 彰

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

第29回人間らしく働くための九州セミナー in ふくおか 宿泊受付係
担当 宮里・税所(さいしょ)・加生(かしょう)

FAX 092-415-1539 京王観光(株)福岡支店行き

第29回人間らしく働くための九州セミナー in ふくおか 宿泊申込書

※旅行手配のために必要な範囲内での輸送・宿泊機関等への個人情報の提供について同意の上
本募集型旅行へ申し込みます。

団体名			
住所 (ご請求書送付先)	〒 -		
申し込み責任者	TEL		
	FAX		
	携帯番号		
E-mail	@		
第一希望ホテル		第二希望ホテル	

※希望ホテルにては 宿泊のご案内に記載の申込記号をご記入ください。

お申込み 下記に必要事項をご記入ください。

No	お名前 (フリガナ)	性別	喫煙・禁煙 <small>ご希望添えない場合があります</small>	備考
(例)	ケイオウ タロウ	(男)・女	(喫煙)・禁煙	
1		男・女	喫煙・禁煙	
2		男・女	喫煙・禁煙	
3		男・女	喫煙・禁煙	
4		男・女	喫煙・禁煙	
5		男・女	喫煙・禁煙	
6		男・女	喫煙・禁煙	
7		男・女	喫煙・禁煙	
8		男・女	喫煙・禁煙	
9		男・女	喫煙・禁煙	
10		男・女	喫煙・禁煙	

お申込み先 京王観光(株)福岡支店(観光庁長官登録旅行業第10号)

TEL 092-415-1514 FAX 092-415-1539

F A X 申 込 書 ①

送信先 福岡現地実行委員会
FAX 092-633-3311

第29回九州セミナーinふくおか 報告原稿（エントリー）申込書

担当者（ ）

団体・組合名			住 所		
TEL番号		FAX番号		メールアドレス	

報告原稿数 （ ） 本

報告者名		所属団体・組合		TEL番号	
報告演題1				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL番号	
報告演題2				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL番号	
報告演題3				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL番号	
報告演題4				パワーポイント	あり なし

報告者名		所属団体・組合		TEL番号	
報告演題5				パワーポイント	あり なし

9月24日（月）

* この申込書は、原稿集約後の確認作業に使用しますので、までに必ず提出ください。

F A X 申 込 書 ②

送信先 福岡現地実行委員会
FAX 092-633-3311

第 29 回九州セミナー in 福岡 広告募金申込書

担当者名 ()

団体・組合名		住 所	
TEL 番号		FAX 番号	メールアドレス

広告募金 (希望される金額の英記号を○で囲んでください)

A 80,000円	B 40,000円	C 30,000円	D 20,000円
E 10,000円	F 5,000円		

広告原稿 (申込内容の英記号、数字記号を○で囲んでください)

A 昨年同様	B 新規申込	C おまかせ	D 変更 (1 募金額 2 広告内容)
--------	--------	--------	---------------------

- * この申込書は、10月8日(月)までに必ず提出ください。
- * 広告募金は、10月29日(月)までに下記口座にご入金ください。
- * 新規申込や広告内容を変更される団体は、広告原稿を添付ファイルにて、現地実行委員会宛にメールでお送りください。
- * お手数ですが入金後、振込み報告書④の書式にて FAX して下さい。

お振込先

福岡中央銀行 馬出(マダシ)支店 (普通) □座番号 1122328
□座名義：九州セミナー実行委員会
会計 水取実千代 (ミヅトリ・ミチ)

FAX 振込み報告書 ④

送信先 福岡現地実行委員会
FAX 092-633-3311

第29回九州セミナーinふくおか 振込み報告書

担当者名 ()

団体・組合名			
TEL番号		FAX番号	メールアドレス

お振込み日

月	日
---	---

お振込み内容

通帳名義	振込額	円
------	-----	---

振込み額内容明細

	広告募金 (下記参照)	1日参加 (2,000円)	2日間参加 (3,500円)	学生 (1,000円)	交流会参加 (5,000円)	振込み合計金額
	A B C D E F	名	名	名	名	
小計						円

広告募金			
A 80,000円	B 40,000円	C 30,000円	D 20,000円
E 10,000円	F 5,000円		

* この報告書は、お振込み後、速やかにFAX送信してください。
お振込先

福岡中央銀行 馬出(マダシ)支店 (普通) □座番号 1122328 □座名義：九州セミナー実行委員会 会計 水取実千代 (ミヅリ・チヨ)

《 申込み・振込みの〆切一覧 》

	<申込〆切>	<振込〆切>	< F A X 申込用紙 >
○報告エントリー	9月24日(月)	—	①
○報告原稿	10月8日(月)	—	—
○広告募金	10月8日(月)	10月29日(月)	②
○パワーポイント等データ	10月29日(月) 必着	—	—
○参加者	1次 10月15日(月)	—	③
	2次 10月22日(月)	—	③
	追加 10月29日(月)	—	③
○参加費・交流会費	—	10月29日(月)	—
○振込み報告書	入金後すみやかに FAX 願います		④

《 九州セミナー 問い合わせ先・連絡先 》

九州セミナー本部事務局 事務局長：青木珠代
〒804-0094 北九州市戸畑区天神1-13-13 九州社会医学研究所内
T E L 093-871-0449
F A X 093-872-3695
Email : seminar@k-shaiken.jp

ふくおか現地実行委員会事務局 事務局長：瀬口和也
〒812-8633 福岡市博多区千代5-18-1 千鳥橋病院気付
T E L : 092-651-9882
F A X : 092-633-3311
Email : fukusemi29@gmail.com

ふくおか現地実行委員会事務局からのお願い

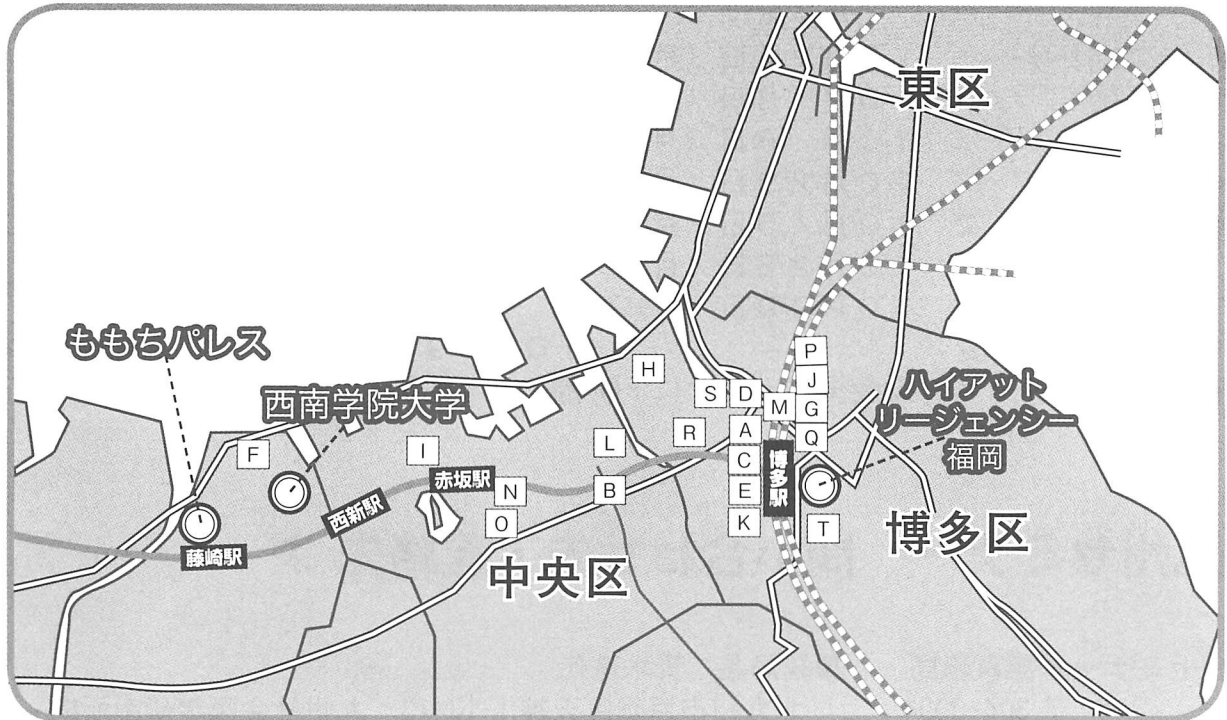
※当事務局へのお問い合わせについては、可能な限りメールかFAXでお願いします。
※業務の関係で、すみやかに対応が出来ないことが多々ありますことをご了承ください。

現地の最新のとりのくみ状況について

ホームページ URL : <http://kyusemi.jp/>

人間らしく働くための九州セミナー で検索して、ご確認ください。

《 九州セミナー in ふくおか 会場・宿泊施設MAP 》



	ホテル名	住所
A	ダイワロイネットホテル博多祇園	福岡市博多区祇園町1-24
B	KKRホテル博多	福岡市中央区薬院4丁目21-1
C	サンラインホテル福岡博多駅前	福岡市博多区博多駅前4-11-18
D	西鉄ホテルクルーム博多	福岡市博多区博多駅前1-17-6
E	ホテル法華クラブ福岡	福岡市博多区住吉3丁目1-90
F	シーサイドホテルツインズももち	福岡市早良区百道浜1-7-4
G	ホテルセンチュリーアート	福岡市博多区博多駅中央街5-15
H	ホテルエクレール博多	福岡市博多区須崎町1-1
I	ホテルサンライン福岡大濠	福岡市中央区大手門4-4-14
J	博多グリーンホテル1号館	福岡市博多区博多駅中央街4-4
K	八百治博多ホテル	福岡市博多区博多駅前4-9-2
L	プラザホテルブルミエ	福岡市中央区大名1-14-13
M	博多グリーンホテル2号館	福岡市博多区博多駅中央街3-11
N	プラザホテル天神	福岡市中央区大名1-9-63
O	福岡東映ホテル	福岡市中央区高砂1丁目1-23
P	東洋ホテル	福岡市博多区博多駅東1-9-36
Q	サンライフホテル2・3号館	福岡市博多区博多駅東1-12-3
R	冷泉閣ホテル川端店	福岡市博多区上川端8-21
S	冷泉閣ホテル駅前店	福岡市博多区博多駅前1-28-3
T	ホテルルートイン博多駅南	福岡市博多区博多区博多駅南2-8-19